

総社市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第43号

総社市営住宅条例の一部を改正する条例

総社市営住宅条例（平成17年総社市条例第205号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。			(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
略			略		
浅尾住宅	総社市門田 892 番地	208	浅尾住宅	総社市門田 892 番地	208
			美袋住宅	総社市美袋 122 番地	14
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。